

第6期第14回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年8月26日(月) 午前10時00分から午前10時37分

2. 開催場所 穂別町民センター 会議室

3. 出席委員 ○(26名)

4. 欠席委員 △(0名)

1番	清瀬利一	○	11番	中澤浩	○	21番	佐々木保成	○
2番	鈴木秀子	○	12番	佐田正彦	○	22番	金谷仁	○
3番	清野薫	○	13番	藤岡健人	○	23番	欠番	
4番	小笠原正実	○	14番	森山幸治	○	24番	青木茂美	○
5番	山谷和彦	○	15番	石崎代里子	○	25番	田代英孝	○
6番	山本好一	○	16番	土田泰弘	○	26番	藤江政利	○
7番	毛利武	○	17番	伊藤正人	○	27番	中島勝美	○
8番	林利輝	○	18番	貞廣賢治	○			
9番	宇南山浩利	○	19番	平島道弘	○			
10番	星力	○	20番	遠藤一三	○			

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 地区委員会の結果に関する件

第4 報告第2号 むかわ町農地転用届出事務処理要領第2条の規定による届出書の受理に関する件

第5 報告第3号 むかわ町農業振興地域整備計画の変更に係る意見に関する件

第6 報告第4号 農地法第32条第3項の準用規定による同法第33条第2項の規定に基づく告示に関する件

第7 報告第5号 むかわ町人・農地プラン検討会委員の推薦に関する件

第8 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第9 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

第10 議案第3号 農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件

第11 議案第4号 農地移動適正化あっせんに関する件

第12 議案第5号 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件

第13 議案第6号 現況証明願いの発給に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁一事務局長 鎌田 晃、主査 大捕 悠生

7. 会議の概要

- 事務局長 総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。
- 会長 【会長挨拶】
- 議長 本日の出席委員は26名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第6期第14回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。
- それでは、日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、5番・山谷和彦委員と6番・山本好一委員の両名を指名したいと思いますよろしいでしょうか。
- (異議なし)
- 議長 それでは、両名に決定いたしました。
- 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告5件、議案6件の合わせて11件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
- (異議なし)
- 議長 異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。
- 続いて、諸般の報告ですが、お手元の資料をもって説明に代えさせていただきます。それでは、日程第3 報告第1号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 主査 【報告第1号、朗読及び説明】
- 8月につきましては、議案に記載のとおり、8月7日に川西・川東地区委員会を開催しております。
- 川西地区委員会では、あっせんの申し出3件について審議した結果、1件について申出内容・譲受候補者等適当と判定し、2件について農地中間管理機構の買入れが必要と判断したところです。
- 川東地区委員会ではあっせんの申し出1件について審議した結果、農地中間管理機構の買入れが必要と判断したところです。
- なお、それぞれ、あっせんの申し出内容については2ページに記載しておりますのでご確認をお願いいたします。以上でございます。
- 議長 事務局の説明が終わりました。報告第1号について、質問意見はありませんか。
- (質問、意見なし)
- 議長 質問意見がありませんので、報告第1号は承認することに決定いたします。
- 続いて、日程第4 報告第2号「むかわ町農地転用届出事務処理要領第2条

議 長 の規定による届出書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 【報告第2号、朗読及び説明】

本件のように、自ら農業のために建設する200㎡未満の農業用施設への転用の場合は、転用許可は不要でございますが、本町の場合は、その転用が正しいものであるかどうか、事務処理要領を定め200㎡未満の転用についても届出をしていただくこととしております。

今回の届出書の内容につきましては、事務局で内容を審査した結果、この転用が正当であると認められますので、7月24日付けで受理通知書を交付しております。

なお、5ページから8ページまで現況地目図・配置図等を添付しておりますのでご確認くださいようよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。報告第2号について、質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、報告第2号は承認することに決定いたします。
続いて、日程第5 報告第3号「むかわ町農業振興地域整備計画の変更に係る意見に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 【報告第3号、朗読及び説明】

農振整備計画の変更に係る件でございますが、10ページから12ページに照会内容がありますが、いずれにおいても、7月総会において許可相当と議決しており農業振興上の観点や周辺農地への影響といった点からも、特に問題がないと判断し計画変更に異議がないとして、13ページのとおり回答をしておりますのでご報告申し上げます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。報告第3号について、質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、報告第3号は承認することに決定いたします。
続いて、日程第6 報告第4号「農地法第32条第3項の準用規定による同法第33条第2項の規定に基づく告示に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 【報告第4号、朗読及び説明】

議案15ページをお開き下さい。まず対象農地の説明をしますので、左側中段、対象農地登記情報等と記載の欄をご覧ください。

対象地は、●●—●、現況地目は田、面積9,546㎡の農地であり登記上の所有者は、●●さんとなっています。

次に、その下、耕作者情報ですが、現在の利用状況となります。●●地区で営農している●●さんが平成22年より基盤強化法による利用権設定をしておりますが、その終期が本年末の令和元年12月末となっております。なお、対象地の図面は、議案16ページに添付をしております。

●●さんが平成22年1月から利用権を設定していますが、その後の平成22年10月21日に所有者である●●さんがお亡くなりになっています。

通常、所有者が死亡した場合、相続が行われ引き続き相続者と利用権を継続したまま耕作を続けるのが一般的に多いケースですが、本対象地は●●さんが亡くなった後、相続者がいないままという状態で今日まで至っており、本年末に終期を迎える状態となりました。

基盤強化法の利用権設定は終期を迎えると法定更新等が行われなため、所定の手続きを行い次の利用へ向けますが、本農地は所有者がわからないため来年以降どうしたらよいかわからないと耕作者である●●さんより相談を受けていたものです。

農地法第33条に「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実に認められるものとして農林水産省令で定める農地」という定めがあり、その農地に該当した場合は、農地利用意向調査を行うことと規定されており、その際に、所有者がわからなければ戸籍謄本等、公的書類の請求を行い所有者探索を行うこととされています。したがって、本農地は、所有者がわからず来年以降更新できない状態であり、すなわち耕作できない状態。これは法第33条における耕作者が不在となることが確実に認められる農地に該当する必要があると判断でき、意向調査を行うが所有者が分からないため探索を行う農地と判断したものです。

所有者探索の方法については、昨年基盤強化法及び農地法の一部改正が行われ、所有者の配偶者及び子についてのみ探索を行えば良いこととなり、孫等までは不要とされました。そのルールで探索したのが15ページにあるとおりとなります。

結果として所有者である●●さんの配偶者である●●さんは平成5年8月4日に死亡。子である●●さんも平成6年12月19日に死亡していることが判明しました。

この事務を行ううえで道や農業会議とも相談をしておりますが、念のためということで、本来探索対象外である●●さんの兄弟も探索してくださいという指示を受け、探索したところ、7人兄弟であり、すべての方が死亡していることが確認できました。

このように関係者のすべてが死亡等により不在となったことで、本農地は法33条に該当する農地と断定したところです。

その後ですが、17ページにあるとおり8月1日付けで農地法第33条に該当する農地として町の掲示板で告示をおこなっています。

これは所有者探索はしましたが、万が一を想定し申出期間を設ける行為で6月間告示します。よって令和2年1月末まで告示を行い、申し出が無ければ、農地中間管理機構へ通知を行いその後所定の手続きを行ったうえで北海道知事の裁定により農地中間管理事業を用いるものでございます。

告示を行う該当法令は異なるものの、これは本年より中間管理権を取得し耕作できるようになった、●●地区の農地と同様の流れとなりますので、このままいけば、本農地については来年2月以降に改めて以降の手続きについて、総

主 査 会等でご審議いただくこととなります。
所有者不明農地の農地利用としては町内で2例目となる可能性がある農地と
なっています。
現在は、道内で同様の手続きや相談が多くなっていると聞いており町内
においても引き続き探索中の農地もあり今後も増えていく可能性があります。
随時ある農地ではないと思いますが、委員の皆様にも所有者不明農地の取り
扱いについては、ご理解をいただき、円滑な農地利用ができるようご協力をよ
ろしくお願いします。報告は以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。報告第4号について、質問意見はありません
か。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、報告第4号は承認することに決定いたします。
続いて、日程第7 報告第5号「むかわ町人・農地プラン検討会委員の推薦
に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 【報告第5号、朗読及び説明】
むかわ町長より現委員の任期満了に伴い、新たな委員の推薦依頼が、19ペ
ージのとおりありました。
人農地プランについては、より具体的なものとする大きな見直しが予定され
ており、会長と協議の結果、前回同様、農委としての意見反映をするため、会
長と事務局長が委員として引き受けることが望ましいと判断し、20ページに
あるとおり8月9日付けで推薦いたしましたのでご報告申し上げます。以上で
す。

議 長 事務局の説明が終わりました。報告第5号について、質問意見はありません
か。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、報告第5号は承認することに決定いたします。
続いて、日程第8 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に関す
る件」をを議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 【議案第1号、朗読及び説明】
1番については、借り手の●●さんが経営規模拡大のため隣接地で営農して
いる●●さんの農地について賃貸借権を設定する申請があったものです。
2番については、譲渡人の希望により、地域の担い手であります●●さんへ
売買されるものです。
以上2件、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認
しており、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないた
め、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
23ページから26ページまでそれぞれ、図面、調査書を添付しております

主 査 ので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上
 議 長 です。

19 番 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補
 議 長 足説明をお願いします。

10 番 1 番について現地を確認してきましたので、報告します。
 申請地は●●さんが営農している農地と隣接している農地であります。ブ
 1 9 番 ヲッコリーの作付面積拡大のために賃借権を設定する案件です。
 申請者のこれまでの耕作状況から、適切に耕作されるとともに周辺農地への
 影響はないものと判断します。以上です。

10 番 現地を確認してきましたので、報告いたします。
 ●●さんの希望により、隣接地で農業経営されております●●さんへ売買さ
 れる案件となります。
 当該地の取得後は、現在、●●さんが耕作しております隣接する農地と一帯
 的に牧草の作付をする計画です。●●さんの他の経営地も適正に耕作されてお
 り、周辺農地への影響もないものと判断いたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより審議に入ります。説明に対する質問意見
 はありませんか。

(質問、意見なし)

主 査 質問意見がありませんので、議案第1号は、原案のとおり決定することにご
 異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第1号は原案どおり決定いたします。
 日程第9 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に関する件」を
 議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主 査 【議案第2号、朗読及び説明】
 本件につきましては、●●〈農地所有適格法人〉が牛舎や倉庫など一体的に農
 業用施設を増設する4条案件でございます。
 申請地の農地区分は農用地区域内農地であり、転用は原則不許可ですが、本
 件は例外許可事由である農振農用地区域の指定用途である農業用施設用地への
 転用となります。また、申請者が営農上必要とする農業用施設を整備する計画
 であり農地区分や転用目的は特に問題ないと考えます。
 北海道農業会議への意見聴取については、面積要件により必要となります。
 29ページから36ページまで、現況地目図・配置図・調査票等を添付して
 おりますので、ご確認いただきご審議ご決定くださいますようお願い
 いたします。

議	長	ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
19	番	<p>本件について現地を確認してきましたので、報告いたします。</p> <p>本申請は、●●<農地所有適格法人>が各農業用施設を建築する4条案件であります。</p> <p>申請地は、既存の牛舎等と隣接する農地の一部であり、周辺農地に与える影響はないものと認められます。また、転用目的、転用面積等も特に問題はないと判断します。以上です。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議	長	<p>質問意見がありませんので、議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議	長	<p>ご異議がないようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。</p> <p>続いて、日程第10 議案第3号「農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。</p>
主	査	<p>【議案第3号、朗読及び説明】</p> <p>●●さんは、平成29年1月より経営移譲を受け経営主として営農を継続しておりますが、あっせん事業申込者に対しましては、これまで登録がなされていなかったため、今回、申し込みを受けたものでございます。</p> <p>なお、●●さんの経営形態に対する経営面積につきましても、基準を満たしており問題ないことを申し添えます。</p> <p>以上1件の登録につきまして、ご審議ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議	長	<p>質問意見がありませんので、議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議	長	<p>ご異議がないようですので、議案第3号は原案どおり決定いたします。</p> <p>続いて、日程第11 議案第4号「農地移動適正化あっせんに関する件」を</p>

議	長	議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
主	査	<p>【議案第4号 朗読及び説明】</p> <p>40ページになります。</p> <p>以上、1件の実施について、41ページに図面を添付してございますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議	長	<p>質問意見がありませんので、議案第4号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>ご異議がないようですので、議案第4号は原案どおり決定いたします。</p> <p>続いて、日程第12 議案第5号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。</p>
主	査	<p>【議案第5号 朗読及び説明】</p> <p>本件につきましては、先ほどの地区委員会の報告でも申し上げましたとおり認定農業者が農地売買支援事業の利用を希望し、農地中間管理機構の買入が必要と判断したところであります。</p> <p>なお、44ページから49ページまで、町長宛の要請書、図面を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議、ご決定くださいますよう、宜しく申し上げます。以上です。</p>
議	長	<p>事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議	長	<p>質問意見がありませんので、議案第5号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議	長	<p>ご異議がないようですので、議案第5号は原案どおり決定いたします。</p> <p>続いて、日程第13 議案第6号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。</p>
主	査	<p>【議案第6号 朗読及び説明】</p> <p>51ページになります。</p> <p>1番、2番とも公簿地目変更登記をするため現況証明書の発給を申請された</p>

主 査 ものです。
 1 番について、申請地は市街地中心に位置し、申請者である所有者は平成7年に相続により所有権を取得していますが、それよりも前である40年以上前から宅地や庭として使用されているとのこと。

2 番については、道路と道路に挟まれた3角地であり面積も極小、現在、願出地には車庫が建っており、昭和52年には家屋評価もされていることから、40年以上も前から宅地として使用されていることとなります。

現地確認結果としていずれも申請内容どおりとなっており、今後も農地としての利用は困難と判断し農地採草放牧地以外と確認をしております。

以上、2件、52ページ・53ページに図面を添付しておりますので、ご確認の上、ご審議ご決定下さいますようよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

2 2 番 現地を確認してきましたので報告します。
 申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、既に宅地利用されており相当期間経過している状態です。
 今後、農地として利用することは難しく、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。

1 3 番 現地を確認してきましたので報告します。
 申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、40年以上も前から車庫が建っており、現在に至っている状況です。
 今後も農地として利用することは難しく、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、議案第6号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第6号は原案どおり決定いたします。
 以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、閉会といたします。なお、次回の総会の開催日は、9月17日に召集いたしますのでよろしくお願いいたします。大変お疲れ様でした。